



IATA 危険物規則書第 59 版（2018 年版）の重要な変更点および改定点（邦訳）

IATA 危険物規則書第 59 版は、IATA 危険物委員会（IATA Dangerous Goods Board）によって採択されたすべての改定点を網羅し、また ICAO 技術指針（ICAO Technical Instructions）2017–2018 年版に対して ICAO により発行された追補版を含んでいる。以下のリストは主な変更点を利用者がそれと見分けがつくようにまとめたものであるが、すべての変更点を網羅しているわけではない。変更点は該当する章または節の番号で表示している。

2 — 制限 (Limitations)

2.3 — 旅客または乗務員が携行する危険物 (Dangerous Goods Carried by Passengers or Crew)

2.3.5.9 — 旅客または乗務員が携行する携帯電子機器 (PED) の個数制限および携帯電子機器の予備電池の個数制限が採択された。制限は最大で機器 15 台および予備電池 20 個である。これらの最大数は運航者の承認があれば超えてもよい。表 2.3.A もまたこれらの制限を反映するために修正された。

2.8 — 政府および運航者例外規定 (Operator Variations)

運航者から提出された例外規定に多くの追加、削除および改定がある。

3 — 分類 (Classification)

3.9.2 — この項は第 9 分類に割り当てられたすべての物質および物品にそれぞれの国連番号および正式輸送品目名を取り入れるため再構築された。物質および物品はさらに輸送中にそれらが引き起こす危険性に従ってグループ化された。

4 — 識別 (Identification)

4.4 — 特別規定 (Special Provisions)

A70 — エンジンを” not restricted” とみなすことができる条件を識別した。この条件は、荷送人が運航者へ、引火性液体で作動する内燃機関に対する洗浄および排出の処理手順がなされていることを述べた書面によるかまたは電子的方法による証拠書類を提出することを要求するために修正された。

A203 — 引火性液体と引火性ガスの両方を燃料として作動するエンジンにより駆動する乗り物は、**引火性ガスを燃料として駆動する乗り物 (Vehicle, flammable gas powered)** の品目名に割り当てなければならないことを識別した。特別規定は、この場合、PI 950(a) の適用される規定にも合致しなければならないことを明確にするために修正された。

5 — 包装 (Packing)

5.0.1.5.1 — UN 3090 および UN 3480 に限り、リチウム電池を含む包装物を区分 1.4S 以外の第 1 分類、区分 2.1、第 3 分類、区分 4.1 または区分 5.1 に分類される危険物を含む包装物と一緒にオーバーパックに入れることについての新しい制限を含めるために修正された。

5.0.2.11 — UN 3090 および UN 3480 に限り、リチウム電池は区分 1.4S 以外の第 1 分類、区分 2.1、第 3 分類、区分 4.1、または区分 5.1 に分類される危険物と同じ外装容器に収納することは許可されないことを確認するため追加の注が加えられた。

包装基準 (Packing Instructions)

PI 951 — もし乗り物が引火性ガスと引火性液体の両方の燃料を使用するエンジンにより駆動するのであれば、その場合、荷送人は PI 950 の関連する規定も満たさなければならないという要件を含めるために修正された。

PI Y960 — 包装等級 I の危険物は許可されないことを強化するために注が追加された。

PI 965 および PI 968 — (UN 3090 および UN 3480 に限り)、リチウム電池は区分 1.4S 以外の第 1 分類、区分 2.1、第 3 分類、区分 4.1、または区分 5.1 に分類される危険物と同じ外装容器に収納することの制限を確認するために本文が追加された。(UN 3090 および UN 3480 に限り)、リチウム電池を含む包装物を区分 1.4S 以外の第 1 分類、区分 2.1、第 3 分類、区分 4.1 または区分 5.1 に分類される危険物を含む包装物と一緒に 1 つのオーバーパックに入れることもまた制限される。これらの制限は Section IA および IB に適用される。Section II については、単電池および組電池は他の危険物と一緒に同じ外装容器に収納してはならない。

7 — マーキングおよびラベリング (Marking & Labelling)

7.1.5.5.2 — リチウム電池マーク上の国連番号の最小サイズを推奨する本文が追加された。

9 — 取扱い (Handling)

9.3.2 — (UN 3090 および UN 3480 に限り)、リチウム電池と区分 1.4S 以外の第 1 分類、区分 2.1、第 3 分類、区分 4.1、または区分 5.1 に分類される危険物との隔離要件を導入するために表 9.3.A および 9.3.2 の規定が修正された。これにより、5.0.1.5、5.0.2.11、PI 965 および PI 968 における変更との整合がなされた。ULD や航空機貨物室に搭載される包装物およびオーバーパックの隔離は 2018 年 1 月 1 日から推奨されるが、2019 年 1 月 1 日までは強制とはならないことを明確にするために注が追加された。

付録 B (Appendix B) — 付録 B.2.2.4 に新規のカーゴ IMP コードが追加されて、UN 3090、PI 968 の Section IA および IB — RBM そして UN 3480、PI 965 の Section IA および IB — RBI となる。これら 2 つの新規 IMP コードは、完全に規制されたリチウム電池 (UN 3090 および UN 3480) と、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム電池 (UN 3091 および UN 3481)、これらは今回 RLM と RLI にそれぞれ割り当てられた、との差別化を容易にする。

付録 D (Appendix D) — 当局の連絡先が最新のものとなった。

付録 E (Appendix E) — 国連規格容器の販売業者リスト (E1) および容器の試験施設リスト (E2) に変更がなされた。

付録 F (Appendix F) — 販売代理店 (F. 2) および IATA 認定危険物教育訓練校 (F. 3-F. 5) および IATA 認定危険物教育訓練センター (F. 6) のリストが修正された。

付録 I (Appendix I) — 2019-2020 版の技術指針へ付加するため ICAO 危険物パネルにより現在までに合意された変更だけでなく、“国連モデル規則”の第 20 版改訂版から生ずる変更を採択したことに基づき 2019 年 1 月 1 日付けで発効する変更の詳細も提供するためにこの版の危険物規則書 (DGR) に新しい付録が追加された。これらの変更は以下を含む。

- 危険性 (risk) という単語のほとんどの例を危険性 (hazard) という単語に置き換えた。変更は安全管理システムの使用の増加を反映したもので、システムでは“risk”は結果の重大さと結び付けられた事象の可能性であるのに対し、“hazard”は固有の特性を識別するために使用される。そうすると、例えば、ある物質は副次危険性 (subsidiary risk) を有するのではなく、副次危険性 (subsidiary hazard) を有することになるかもしれない。
- 腐食性物質の分類のための規定の重要な変更。これらの変更は、供給および使用目的の第 8 分類の規定と物質を輸送するための第 8 分類の規定をより適切に揃えるための国連の小委員会と GHS 小委員会との作業を反映したものである。
- リチウム単電池および組電池の製造業者およびその販売業者が国連の試験マニュアル 38.3 の要約を利用可能にするための新規の要件。
- n. o. s. (その他の) の危険物を含む物品の分類のための新規規定。これは第 2、第 3、第 4、第 5、第 8 分類および第 9 分類と区分 6.1 の危険物を含む物品に割り当てられた、UN 3537 から UN 3548 までの 12 の新規国連番号を含む。航空輸送のために 2019 年から発効するこの規定の詳細は ICAO の危険物パネルによって現在まとめられている。
- 多数の新規および修正された特別規定。
- リチウム電池取り扱いラベル (7.2.4.7) の削除。2019 年 1 月 1 日から、リチウム電池マーク (7.1.5.5) のみが PI 965 または PI 968 の Section IB、または PI 965 から PI 970 までの Section II に従って準備されたりリチウム電池の包装物上に許可される。

以上